

区報平成27年12月21日号掲載

消費者相談室から



マイナンバー制度に便乗した不審な電話にご注意!

マイナンバー制度の通知カードが配付されました。制度に便乗して個人情報を聞き出そうとする不審な電話等の相談が全国で続発しています。荒川区でも相談が寄せられています。

■相談事例

◎事例 1

公的機関を名乗り、電話でマイナンバーのアンケートと称して、氏名・住所・生年月日等の個人情報を聞かれた。

◎事例 2

電話でマイナンバー制度の疑問について、指導する業務を区から委託されている。これから訪問したいと言われた。

◆アドバイス

- ▼マイナンバーの通知や利用等に関して、公的機関が電話や電子メールで連絡したり、自宅を訪問したりすることはありません。
- ▼個人情報や口座番号等を電話番号で聞くことはありません。
- ▼不審な電話はすぐ切るか無視しましょう。訪問の申し出があっても断るようして下さい。

* * * * *

◇その他の手口にもご注意ください

- あなたの名前やマイナンバーを貸してほしい
- 給付金の手続きにマイナンバーを使用するので教えてほしい
- マイナンバーが流出した。登録抹消のために現金を振り込んでほしい
- マイナンバー通知カードの郵送（簡易書留）になりすました、郵便物による代金請求 等

■問合せ・相談

▽マイナンバー制度を装った不審な電話に関すること

・・・ 消費者相談室 (☎5604-7055)

▽国「マイナンバー総合フリーダイヤル」・・・ ☎0120(95)0178

▽荒川区マイナンバーコールセンター「通知カード等に関する問い合わせ」

・・・ ☎0120(01)1712